

ホームレスの人々 に関する人権問題



ホームレスは、不景気で会社が倒産したり、病気や高齢によつて仕事が減つたり、その他の様々な理由により、住居を失い生活が成り立たなくなつてしまい、やむなく路上で生活をされている人たちです。

平成十五年(二〇〇三年)に「ホームレスの自立の支援等に関する法律」が施行され、就労の支援が行われる等の自立のための支援策が講じられ、シェルターを利用することで安定した居住の場を確保出来るようになり、ホームレスの人々の数も減少してきています。

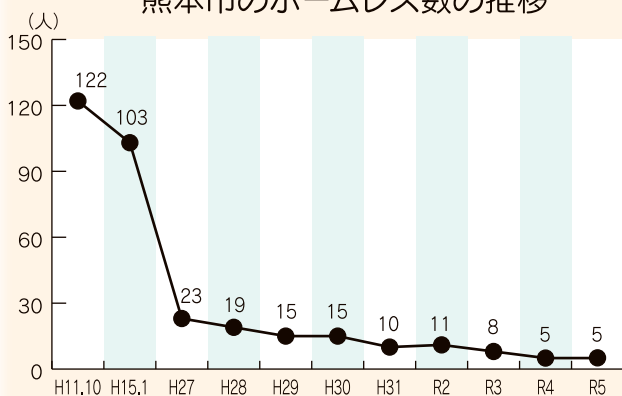
引き続き、私たちは、これからも、ホームレスの問題を社会全体の問題として捉え、自立のために支援していくことが大切です。

平成二十七年(二〇一五年度)からは、生活困窮者自立支援法が施行され、熊本市ではホームレスの人々も含めた生活困窮者の方への相談窓口を設けました。

ホームレスの方が住居等の相談を希望された場合は、「生活自立支援センター」や「福祉相談支援センター」等の相談窓口へご連絡ください。

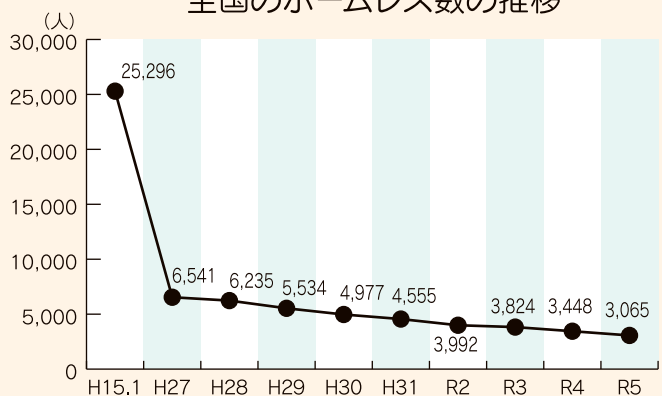
ホームレスの人々への差別や偏見をなくし、生活困窮からの脱却をみんな
で支援しましょう。

熊本市のホームレス数の推移



(平成11年(1999年)より、調査を開始)

全国のホームレス数の推移



(平成15年(2003年)より、毎年1月に
全国一斉に調査を実施)

